

山口県交通指導員の設置に関する訓令

昭和42年3月13日

本部訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県交通指導員(以下「交通指導員」という。)の委嘱および運用について必要な事項を定めるものとする。

(交通指導員の設置)

第2条 学童および園児(以下「学童等」という。)の交通事故を防止するため、交通指導員をおく。

(交通指導員の委嘱)

第3条 交通指導員は、警察署長が適格者として選考上申した者のうちから山口県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が委嘱する。

2 交通指導員の任期は、1年とし、再任することができる。

3 補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 交通指導員には、委嘱状(別記第1号様式)及び山口県交通指導員証(別記第1号様式の2)を交付する。

(上申基準)

第4条 警察署長は、前条の適格者の上申にあつては次に掲げる基準に基づき、交通指導員適格者上申書(別記第2号様式)により行わなければならない。

(1) 年令20才以上の者

(2) 健康な者

(3) 第5条に規定する業務を行うに必要な熱意と識見を有する者

(4) 従事することとなる横断歩道の付近に居住する者

(交通指導員の業務)

第5条 交通指導員は、交通がひんぱんで危険な横断歩道の付近において主として学童等の安全な歩行を指導し、交通事故の防止を図ることを業務とする。

2 交通指導員は前項の業務を遂行するため次の事項を行なう。

(1) 学童等の登下校時における安全な誘導

(2) 道路横断歩行者の正しい横断の指導

(3) 歩行者の安全な道路横断に関する調査研究

(4) 無謀運転車両等の通報

(従事の方法)

第6条 交通指導員は、警察本部長が指定する横断歩道付近において、業務に従事する。

2 業務に従事する時間は、学童等の登校する時間帯のおおむね1時間及び学童等の下校する時間帯のおおむね2時間とする。

(心得)

第7条 交通指導員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交通指導員の業務は、社会奉仕活動として行うものであることを自覚して従事すること。
- (2) 学童等の横断誘導は愛情をもつて教育的に行うこと。
- (3) 横断誘導のための歩行者及び運転者に対する合図は、定められた方法により確実に言い、常た横断者の安全を第一とすること。
- (4) 交通法令に違反する歩行者及び運転者に対しては、その場で親切ていねいに注意指導すること。
- (5) 警察官及び他の交通指導員と相互に連絡を密にし、一体的な指導にあたること。
- (6) 歩車道の区別のある個所にあつては、必ず歩道において従事するなど交通指導員自らが交通事故にあわないように留意すること。
- (7) 交通指導員は、その活動を行うにあつては、山口県交通指導員証を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示すること。

(警察署長の指導)

第8条 警察署長は、管内の交通指導員に対し、業務が適切に遂行されるよう必要な知識、技能の教習を行なうとともに交通指導員自らが受傷することのないよう従事方法について指導しなければならない。

(報償)

第9条 交通指導員には、報償金を交付する。

(辞職の取扱い)

第10条 警察署長は交通指導員が心身の故障その他の理由により辞意を申し出たときは、委嘱状に交通指導員辞職具申書(別記第3号様式)を添えて警察本部長に報告するとともに補充すべき適格者を選考のうえ上申しなければならない。